

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第1条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号））

改正案	現行
<p>（期末手当） 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165.5、<u>12月に支給する場合においては100分の173.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び<u>12月に</u>支給する場合においては100分の165.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕</p>

第2条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

改正案	第1条による改正後
<p>（期末手当） 第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の182</u>を乗じて得た額</p>	<p>〔同左〕 第6条 <u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては1</p>

に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 [略]

00分の25、6月に支給する場合には100分の165.5、12月に支給する場合には100分の173.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。